

## 東郷町公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東郷町公契約条例（令和2年東郷町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約の範囲)

第2条 条例第9条第2項に規定する規則で定める公契約（以下「特定公契約」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を含む。以下同じ。）が3,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務の委託契約。ただし、単価により締結する契約、国又は地方公共団体と締結する契約及び町が運営費について補助金等を交付している団体と締結する契約を除く。
- (3) 予定価格が1,000万円以上の東郷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年東郷町条例第17号）第6条の規定により締結する協定

2 特定公契約の期間が1年を超える場合における前項各号に掲げる予定価格は、当該特定公契約の予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じた額とする。

(公表)

第3条 条例第10条の規定による指導の状況の公表は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 条例第9条第2項の規定に基づく報告の求めに応じないとき、又は虚偽の内容を報告したとき。
- (2) 条例第9条第2項の規定に基づく調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 条例第9条第3項の規定に基づく指導に応じないとき。

2 公表は、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の名称
- (2) 特定公契約の締結日

(3) 受注者等の氏名又は名称及び所在地

(4) 公表の理由

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結される特定公契約のうち施行日前に当該特定公契約の締結に必要な公告その他の準備行為を行うときは、施行日前においてもこの規則を適用する。